

7月に郵送します 国民健康保険の納税通知書と資格確認書等

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340 (内) 116



国民健康保険税納税通知書

7月中旬頃に国民健康保険税の納税通知書を送付します。届いたら内容をご確認ください。また、納付書が同封されている方は各期の納付期限までにお支払いをお願いします。



◎令和7年度の税率

医療分			後期高齢者支援分			介護分		
税率等	所得割率	7.0%	税率等	所得割率	3.0%	税率等	所得割率	2.6%
	均等割額	36,000円		均等割額	13,300円		均等割額	14,600円
賦課限度額		660,000円 (前年比+ 10,000円)	賦課限度額		260,000円 (前年比+ 20,000円)	賦課限度額		170,000円

《低所得世帯の軽減措置》

同一世帯に属する世帯主と、特定同一世帯所属者や国民健康保険加入者の前年中の所得の合計額が次の基準値を超えない場合は、均等割額(1人当たりの額)が軽減されます。軽減措置を判定する所得には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

軽減措置の基準額	軽減の割合
「43万円」以下	7割
「43万円+30万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)」以下	5割
「43万円+56万×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)」以下	2割

※基準額以下でも、世帯の中に前年中の所得の申告が済んでいない方がいると国保税の軽減が受けられませんので、ご注意ください。

※「特定同一世帯所属者」とは後期高齢者医療制度への加入により国民健康保険を脱退した方で、それ以後世帯主が変わらない世帯に継続して属している方(世帯主の場合は引き続き世帯主である方)のことです。

※「給与所得者」とは、給与収入が55万円を超える方と公的年金収入が60万円を超える65歳未満の方、又は125万円を超える65歳以上の方のことです。

※65歳以上の方の公的年金所得については、公的年金の収入額から公的年金控除額を差し引いた後、さらに15万円(高齢者特別控除)を差し引いて軽減判定します。

納付は口座振替をおすすめしています

口座振替なら、納期ごとに自動で引き落とされるため、納付忘れがなく安心です。通帳等口座情報が確認できるものと届出印をご持参のうえ、役場収納課窓口または村内金融機関でお申込みください。村ホームページから「口座振替依頼書」をダウンロードし、収納課へ郵送でも申込みことができます。



美浦村HP

国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ

従来、被保険者には被保険者証が交付されていましたが、令和6年12月2日からは、マイナンバーカードを保険証として利用する「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しています。

マイナンバーカードをお持ちの方



マイナンバーカードを健康保険証として利用するには利用登録が必要です。
詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

▶「マイナンバーカードの健康保険証利用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



厚生労働省HP

利用登録が済んでいる方

「資格情報のお知らせ」が交付されます。(初回のみ)

未登録の方

利用登録されるまでは「資格確認書」が交付されます。(毎年8月更新)

マイナンバーカードをお持ちでない方



「資格確認書」が交付されます。(毎年8月更新)

▼国民健康保険被保険者証等の更新について

保険証（令和6年12月1日までに交付したもの）および資格確認書の有効期限は原則として7月31日までとなっていますので、8月1日付で更新となります。新しい資格確認書または資格情報のお知らせは7月末日までに国保担当課から郵送（特定記録郵便）でお届けします。新しい資格確認書または資格情報のお知らせが届きましたら、記載内容を確認してください。古いものは有効期限が過ぎましたら、世帯主の方が責任をもって裁断するなどをして処分してください。

▼以下の事由が生じたときは届出が必要です

- ・転入、出生、職場の健康保険からの脱退等による「資格取得」
- ・転出、死亡、職場の健康保険への加入等による「資格喪失」
- ・住所、氏名等の変更による「記載内容変更」

※マイナンバーカードを保険証として利用する場合でも、資格取得・喪失の届出が必要です。

※届出に必要な書類等については、村ホームページをご覧ください。か役場国保年金課までお問合せください。

▼マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの取扱い

- ・必ず手元に保管しましょう。
- ・他人に貸したり、借りたりすることはできません。
- ・医療機関等で診察を受けるときには、窓口で提示してください。
- ・コピーしたもの、有効期限の切れたものは使えません。



▼限度額認定証の申請

医療機関窓口での一部負担金の支払いには、上限があります(自己負担限度額)。

上限を超えて支払った分は後日高額療養費として給付を受けることができますが、事前に「限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額認定証)」の交付を申請し医療機関に提示すると、支払いを自己負担限度額までとすることができます。

マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、事前申請・限度額適用認定証不要で自己負担限度額までの支払いとすることができます。ぜひご活用ください。

※自己負担限度額については資格確認書または資格情報のお知らせに同封するパンフレット「知ってあんしん国保のてびき」をご参照ください。

※資格確認書が交付されている70歳以上で所得区分が一般の方は、限度額適用認定証不要で自己負担限度額までの支払いとすることができます。(事前申請不要)

※70歳未満の方で国民健康保険税に滞納がある場合は交付できません。